

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
2 0 2 2 0 3 2 9 商 局 第 8 号  
令 和 4 年 3 月 3 1 日

一般社団法人日本エステティック振興協議会  
理事長 井上 忠一 殿

経済産業省商務・サービス審議官 畠山 陽二郎

成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な情報提供  
等の対応について（協力依頼）

平素より経済産業行政に御理解・御協力を賜り御礼申し上げます。

先般通知いたしました令和4年3月3日付け法務省民事局民事法制管理官及び内閣官房副長官補付（内閣参事官）からの事務連絡の通り、成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が令和4年4月1日に施行されます。同法の施行後、18歳、19歳の若年者は、一人で有効な契約を結ぶこと等ができるようになります。

貴団体の所管する商品・サービスは特に若年者の利用が多く、今後、成年年齢引下げによって新たに成年となった18歳、19歳の若年者が契約の相手方となることが想定されます。こうした若年者は、取引の経験や知識を必ずしも十分に有していないことが想定されるところ、事業者において若年者への適切な情報提供等について十分な配慮がなされることが重要です。

貴団体におかれましては、施行を前にしたこの機会に、下記について改めて会員企業への周知を実施いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 若年者への適切な情報提供等の実施について

成年年齢引下げによって新たに成年となった18歳、19歳の若年者に対しては、若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な情報の提供や説明を適切に実施していただきますようお願いいたします。

代金の支払方法・手段として、ショッピングクレジットやクレジットカードが用いられる場合がありますが、これらは商品・サービスの購入後に代金を支払うものであり、消費者の手元にある現金以上の購入代金の決済が可能であることから、クレジット債務の支払いが困難となるなどのトラブルが発生する可能性があります。そして、クレジット債務の支払ができなくなったり、遅延が生じたりした場合には、当該クレジット利用者の延滞情報等の支払状況に関する情報が信用情報機関に登録され、将来、住宅ローンやクレジット契約が締結できなくなる等の不利益が生じ得ます。

販売・提供する商品・サービスや契約の内容、特にクレジット手数料を含む支払総額や支払時期、支払方法、契約の解除に関する事項等について、若年者の理解に応じた分かりやすく丁寧な説明を行っていただくよう十分にご配慮をお願いいたします。

### 2. クレジット会社による加盟店調査への御協力をお願い

経済産業省は、成年年齢引下げに係る改正民法の施行に先立って、本年3月18日付けで、一般社団法人日本クレジット協会を通じて、クレジット事業者に対し、若年者への適切な与信審査・与信管理、加盟店調査の徹底、契約時の適切な情報提供の実施等について改めて要請を行ったところです。特に、若年者からの加盟店の販売行為等に関する苦情発生状況の確認や加盟店の不適切な勧誘・販売行為を防止するための対応の実施をお願いしておりますので、貴団体の会員企業におかれましても、これらの行為の未然防止に向けた取組をお願いいたします。

また、クレジット会社による取組の実効性確保の観点から、令和4年度以降、割賦販売法に基づく監督・検査においてこれらの実施状況を確認し、必要に応じて法令に基づいた措置を取ることとしております。このため、貴団体の会員企業の皆様に対しては、クレジット会社から苦情対応の状況や勧誘行為を含む取引の詳細等について調査をお願いする場合がございます。今後、こうした調査依頼がありました場合には、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上